東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年11月15日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 1 件

NC	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		非常用ディーゼル発電設備冷却系(B)の仮設電源ケーブルにおいて、被覆に破れが発生し、心線の露出(5mm程度)が認められたため、当該箇所を応急養生すると共に、当該電源ケーブルを修理。	GΙ	